

15.3.23
第1号 / 182号

50

兵務大臣 官立三三三號

大正十一年三月十八日

兵庫縣知事 山縣治郎

内務大臣 右禮禮次郎殿

社何而長官長岡隆一郎殿

淡路縣 京都 大坂 神戶

愛知 福岡 各府各社友殿

神戸地方支判所 松平正殿

大正運輸会 社労働者議 会社

糾弾演説會 開催ノ件

神戸地方評議會 為所 神戸港内労働組合 主催ノ

四労働時間ニ関スル件

一 本工部局労働時間を裁上郡と同様にせられたること (現在労働時間十三時間五十二分以下)

二 労働時間延長を以て労働者以外労働者として一時停止の日給一割五分を支給されたこと (午後八時迄は一割五分の日給以後二割五分支給)

五二労働時間ニ関スル件
一 労働時間延長を以て労働者以外労働者として一時停止の日給一割五分を支給されたこと (承認)

前件條件

一 労働時間延長を以て労働者以外労働者として一時停止の日給一割五分を支給されたこと (承認一人も出ず)

二 労働時間延長を以て労働者以外労働者として一時停止の日給一割五分を支給されたこと (前件後十日以内の考慮の上で支給す)

三 労働時間延長を以て労働者以外労働者として一時停止の日給一割五分を支給されたこと (労働者以外労働者として支給す)

四 労働時間延長を以て労働者以外労働者として一時停止の日給一割五分を支給されたこと (労働者以外労働者として支給す)

九月一日

日本労働同盟九州出張所